訪問看護サービス契約書
（介護保険）

訪問看護ステーションなつめ奈良

重要事項説明書(介護保険)

【令和6年10月1日現在】

1.法人・事業所の概要

(1)　法人の概要

法 人 名	株式会社 ak	代 表 者	代表取締役 荒木亮平
所 在 地	奈良県橿原市北妙法寺町562ポポロ202	連 絡 先	0744-33-9337

(2)　事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションなつめ奈良
所 在 地	奈良県奈良市西木辻町150-2 エスポワール奈良八嘉304
ｽﾃｰｼｮﾝｺｰﾄﾞ	2960199236
管 理 者	所長 岡田茂稔
連 絡 先	0742-81-7203
サービス提供地域	奈良市・生駒市・大和郡山市・田原本町

(3)　職員体制　【単位:人】

職　種	常勤	非常勤	計	備考
管 理 者	1	0	1	管理者兼訪問看護師、スケジュール管理
訪問看護師	3	3	6	訪問看護支援、バイタルチェック、服薬指導、状態観察

(4)　営業日及び営業時間

平日	土・日・祝日	12月29日～1月3日 8月13日～8月15日
8:30～17:30	休 日	休 日

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を整えております。

2.運営の方針

(1)訪問看護ステーションなつめ奈良は利用者に寄り添い、その人らしく生き生きとした生活を送れるよう支援します。訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持向上を図るとともに、利用者の生活の質が高められるような地域生活の充実に向けて支援します。

(2)事業の実施に当たり地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

(3)事業の目的
要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。

3.サービスの内容

(1)「指定(介護予防)訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。

①病状･障害の観察　②清拭･洗髪等による清潔の保持　③食事及び排泄等日常生活の世話　④褥瘡の予防･処置⑤リハビリテーション⑥ターミナルケア　⑦認知症患者の看護　⑧療養生活や介護方法の指導　⑨カテーテル等の管理⑩その他医師の指示による医療処置

(2)サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問してください。

(3)指定(介護予防)訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

(4)主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

(5)訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。

(6)主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提供し、主治医との密接な連携を図ります。

4. キャンセル

1)利用者がサービスの利用の中止をする際にすみやかに次の連絡先までご連絡ください。

<u>　訪問看護ステーションなつめ奈良　0742-81-7203</u>

5. その他

1)サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①看護師等は、現金管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

④訪問看護サービスの実施のために使用する水道･ガス･電気･電話代･介護用品･衛生管理用品等の費用は利用者の負担となりますのでご了承ください。

⑤サービス利用の際は保険証、精神通院自立支援医療受給者証、精神障がい者医療費助成資格証等を提示してください。また、保険証などに記載された内容に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

⑥看護師等は、連絡手段として電話を用いることありますが、メール等文章送付での対応はいたしかねますので、ご了承ください。

6.利用者負担金

(1)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

①訪問看護費

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	313	3,261円	327円	653円	979円
30分未満	470	4,897円	490円	980円	1,470円
30分以上1時間未満	821	8,554円	856円	1,711円	2,567円
1時間以上1時間30分未満	1,125	11,722円	1,173円	2,345円	3,517円

※准看護師によるサービス提供の場合、上記金額の90／100となります。

理学療法士等による訪問の場合

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
2回以内/日	293	3,053円	306円	611円	916円

※1日に2回を超えて実施する場合は上記金額の50／100となります。

②介護予防訪問看護費

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	302	3,146円	315円	630円	944円
30分未満	450	4,689円	469円	938円	1,407円
30分以上1時間未満	792	8,252円	826円	1,651円	2,476円
1時間以上1時間30分未満	1,087	11,326円	1,133円	2,266円	3,398円

※准看護師によるサービス提供の場合、上記金額の90／100となります。

理学療法士等による訪問の場合

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
2回以内/日	283	2,948円	295円	590円	885円

※1日に2回を超えて実施する場合は上記金額の50／100となります。

(2)その他加算
R6.10.1現在は加算申請をしておらず算定出来ないものもあります。今後体制が整い次第算定する可能性がございます。

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	300	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
退院時共同指導加算	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,605円	261円	521円	782円
1時間30分以上の訪問看護	300	3,126円	313円	626円	938円
夜間加算･早朝加算	25%増	夜間(午後6時から午後10時まで)/早朝(午前6時から午前8時まで)			
深夜加算	50%増	深夜(午後10時から午前6時まで)			
死後の処置料	20,000円				

(3)　支払い方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。いずれかに〇をつけてください。

事業者指定口座への振り込み (サービス利用月の翌月20日、祝休日の場合は直前の平日までに、当事業所指定金融機関口座にお振り込み願います。)	
現金払い (サービス提供翌月20日を目安にお支払い願います。)	

7.秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。但し、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

8.緊急時及び事故発生時の対応方法

緊急時及び事故発生時にあっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また、下記の連絡先に速やかに連絡･報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。なお、当施設は、万一に備えて損害賠償保険に加入しています。

緊急連絡先	氏　名			
	住　所			
	電話番号			
	続　柄			
(いずれかに○をつけて下さい)		※自治体への情報提供を	了承する	了承しない
		※24時間対応体制加算を	利用する	利用しない

9.相談･24時間対応･苦情窓口

(1)苦情処理の体制及び手順

①提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
処理体制
　苦情解決責任者　1名(　岡田茂稔　)
　苦情受付担当者　2名(　岡田茂稔･木田智子　)
苦情等対応の基本手順
　①苦情等を受付　②苦情内容の確認　③至急管理者(岡田茂稔)に報告
　④苦情解決に向けた対応の実施　⑤原因究明　⑥再発防止及び改善処置
　⑦苦情申立者への報告

(2)苦情申立の窓口

事業所連絡先	所在地:奈良市西木辻町150-2エスポワール奈良八嘉304 電話番号:0742-81-7203 受付時間　8:30～17:30 (土日祝及び8/13～8/15及び12/29～1/3を除く)
訪問看護ステーションなつめ奈良 責任者　所長 岡田茂稔	

※事業所不在の場合は転送にて対応する。

市町村(保険者の窓口)	所 在 地　奈良市二条大路南1－1－1 電話番号　0742-34-5422(直通) ﾌｧｯｸｽ番号0742-34-2621(直通) 受付時間　8:30～17:15(土日祝及び12/29～1/3を除く)
奈良市役所 福祉部　介護福祉課	
公的団体の窓口	所 在 地　奈良県橿原市大久保町302番1(奈良県市町村会館内) 電話番号　0120-21-6899 受付時間　9:00～17:00(土日祝及び12/29～1/3を除く)
奈良県国民健康保険団体連合会	

10.利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	実施日		
		結果の開示	あり	なし
	なし			
第三者による評価の実施状況	あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	あり	なし
	なし			

11.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護･虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長　岡田茂稔

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針を整備しています。

(4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所又は養護者(現に擁護している家族･親族･同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12.衛生管理 等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12.業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じ ます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

【 説明確認欄 】

年　　　　月　　　　日

訪問看護サービスの利用にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名	株式会社 ak
事業所所在地	奈良県奈良市西木辻町150-2 エスポワール奈良八嘉304
事業所名	訪問看護ステーションなつめ奈良
代表者名	代表取締役 荒 木 亮 平 　印
説明者	所長 岡 田 茂 稔 　印

訪問看護サービスの利用にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者名	印
住　所	
代理人名	印
住　所	